

広島県告示第四百二十二号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定によつて、臨港道路海田大橋の通行料徴収事務（ETCシステムを使用して徴収する場合に限る。）を次のとおり委託した。

令和七年四月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委 託 を 受 け た 者		委託した年月日 （委託期間）
代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所在地	
広島高速道路公社 理事長 友道 康仁	広島市東区温品一丁目八番 二三号	令和七年四月一日 （令和七年四月一日～ 令和八年三月三十一日）